

意見募集について

門真市では、市・市民等が連携し良好な住環境の保全及び安全で安心な市民生活を確保するため、建築物等の適正な管理について、所有者等の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態にある建築物等に対する措置について定めた「門真市建築物等の適正管理に関する条例」の制定に向け検討を進めています。

今回、条例素案がまとまりましたので、この素案について皆さんからの意見を募集します。

ご意見は、素案に盛り込めるかを検討し、意見の概要と意見に対する市の考え方を公表します。

1 提出資格

市在住・在学・在勤の人及び市内に事業所がある団体

2 意見の提出方法

様式は自由としますが、案件名、住所、氏名及び電話番号を記入し、建築指導課へ直接又は郵送、FAX若しくはEメールにより提出してください。

※別記様式（意見提出書）をご使用いただいても結構です。

3 縦覧・意見募集期間

平成27年11月9日（月）から同年12月9日（水）まで

※郵送提出の場合は、当日の消印有効

4 縦覧・意見書配布場所

建築指導課、市情報コーナー、南部市民センター、保健福祉センター、図書館本館・市民プラザ分館、市ホームページ

5 意見提出・問合せ先

〒571-8585 門真市中町1番1号 門真市まちづくり部建築指導課

電話：06-6902-6341（直通）

FAX：06-6902-1466

mail：tos04@city.kadoma.osaka.jp

※意見は原則として公表します。なお、直接の回答は行いません。

氏名などが明記されていない意見や、電話での意見は受付できません。